

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域医療人材の総合的育成及び循環システムの構築を通じた地域医療再生

2 地域再生計画の作成主体の名称

兵庫県

3 地域再生計画の区域

兵庫県の全域

4 地域再生計画の目標

近年、地域医療は、いわゆる医師不足等により危機的な状況にあるため、県政の柱である安全・安心な地域づくりを進めるうえで、大きな課題となっている。兵庫県では、平成18年8月に知事を本部長とする地域医療確保対策推進本部を設置し、「県内勤務医師の量的確保対策」、「医師の偏在対策」、「効率的・効果的な医療提供体制の整備」を3つの柱として対策を進めているが、その中でも特に、日本海に面する但馬から瀬戸内海の淡路島まで南北に長い県土を有し、大都市と過疎地を併せ持つことから、医師の地域偏在の解消が大きな課題となっている。また、限られた医療資源のなかで、効率的効果的な医療提供体制を確保する方法としてコメディカル（医療専門職）の有効活用によるスキルミックス（多職種協働）の実現が求められている。

一方、患者の視点に立った安全・安心な医療の確保をめざす国の医療制度改革により、4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）、5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、小児医療、周産期医療）について、疾病・事業ごとに医療機関の機能分担と連携を進め、急性期から回復期、在宅医療に至る切れ目のない適切な医療提供体制の構築を図る方針が示された。兵庫県ではこの改革を踏まえ、地域の重要課題に的確に対応するため、平成20年4月に「兵庫県保健医療計画」を改定し、上記4疾病5事業をはじめ、リハビリテーション、感染症対策等の各分野において、求められる医療機能と医療機関相互の連携に関する基本的方向を示したところである。今後、保健医療計画に基づき各分野の医療連携体制を構築するうえで、専門的な知識・技術を有する優秀な医師及びコメディカルの養成・配置が不可欠である。

このような背景を踏まえ、地域医療人材の総合的育成及び異動・派遣による循環システムの構築を通じて、県民の安全・安心を守る地域医療の再生を実現し、地域社会の再生、活性化に繋げることを目標とする。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

いわゆる医師不足、医師の地域偏在・診療科偏在に伴う地域医療の危機的状況が社会問題化しているが、実際の医療現場は医師以外の様々なコメディ

カルによっても支えられている。このため、現在の医療の高度化に対する専門教育は医師に限らずコメディカルを含めた医療従事者全てに対して包括的に実施される必要がある。しかし、地域医療に従事する医療従事者を対象とした高度専門教育の機会は極めて限定されている。地域医療従事者が容易に高度専門教育を受けることができ、そこで学んだ知識、技術を地域医療に還元する人材育成システムの構築は非常に必要性の高い、意義のある課題である。今回、地域医療の確保および再生に向けた取り組みとして、医師、コメディカルを含む全ての医療従事者に対する高度専門教育を、神戸大学大学院医学研究科をはじめとする兵庫県内の教育機関及び医療機関と連携して実施する。本事業で養成された医療従事者については兵庫県内の地域医療の活性化に貢献する人材として、「兵庫県保健医療計画」の推進に積極的に活用することとする。

また、医師の地域偏在を解消するため、大学と県立病院をはじめとする地域の公立病院等が連携し、医師が定期的に大学と地域の病院の間を異動、派遣あるいは診療支援する仕組みづくりを行い、県内全体をフィールドとした循環型の配置・育成システムの構築を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置を活用して行う事業

- (1) 支援措置の番号及び名称
B0801 科学技術振興調整費：「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム
- (2) 取組名称
兵庫医療圏における医師・コメディカル統合的人材育成拠点の形成
- (3) 実施主体
神戸大学
- (4) 実施期間
平成21年7月～平成26年3月
- (5) 取組内容
現在、様々なコメディカルの多職種協働（スキルミックス）が地域における医療崩壊を防ぐ解決策の一つとして議論されている。本支援措置を活用し、神戸大学大学院医学研究科を中心として保健学研究科、県立病院（連携大学院）、県立大学、神戸薬科大学（連携大学院）、関係団体と連携協力のもと地域医療に従事するコメディカルが容易に高度専門教育を受けることができ、そこで学んだ知識、技術を地域医療に還元する地域再生のための人材育成の拠点を形成する。今回、育成の対象者は地域医療に従事する

コメディカルとする。神戸大学大学院医学研究科に地域医療に従事するコメディカルを集め、実践的な専門研修を実施することにより、地域医療現場でスキルミックスを実現できるエキスパート・コメディカルを育成する。

プログラム研修を修了したエキスパート・コメディカルには、修了書を交付するとともに職能団体等が行う認定制度につなげるなど、社会的評価に耐え得るものとし、地域医療のリーダーとして県立病院をはじめとする政策医療を担う医療機関への配置を促し、地域医療の質の向上と活性化を図る。

5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組

【1】

- (1) 取組名称
地域医療向上のための相互連携協力協定
- (2) 実施主体
兵庫県、神戸大学大学院医学研究科
- (3) 実施期間
平成20年3月～
- (4) 取組内容
兵庫県内の地域医療の質向上を目的に県立病院の医師と大学病院の医師の積極的な相互交流を行う。

【2】

- (1) 取組名称
地域医療連携推進事業
- (2) 実施主体
兵庫県
- (3) 実施期間
平成21年4月～
- (4) 取組内容
臨床医学分野、医療協働推進学分野、医療システム学分野を包括する地域医療・保健学系講座（仮称）の構想を有する神戸大学に対し、研究を通じて地域医療を協働で支える地域医療連携推進事業を委託する。
<委託内容>
講座の特命教授等の教員が地域をフィールドとして地域医療連携に係る研究を行うとともに、地域と連携し地域病院に対して週3回程度の外来支援を行う。

【3】

- (1) 取組名称
看護職員臨床技能向上推進事業
- (2) 実施主体

兵庫県（平成19年度は兵庫県看護協会）

(3) 実施期間

平成19年4月～（平成21年4月から拡充）

(4) 取組内容

高齢化の進展に伴い、医療依存度の高い患者や在宅療養患者の看護ニーズが増大していることを踏まえ、熟練した看護技術を用いて水準の高い看護実践のできる認定看護師の養成が必要であることから、社団法人兵庫県看護協会に委託して認定看護師教育課程を実施する。

<実施する課程> 皮膚・排泄ケア、訪問看護

6 計画期間

認定の日から平成26年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間終了後において、目的達成状況と県民の満足度を調査・分析して事業評価を行う。また、本計画に基づく継続的な事業実施により、地域医療の質の維持向上に努めるものとする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし